



2025 年 11 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 山梨中央銀行
代表者名 代表取締役頭取 古屋 賀章
(コード番号：8360 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員経営企画部長 代永 茂樹
(TEL. 055-233-2111)

株主優待制度の導入について

当行は、2025 年 11 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、株主優待制度の導入を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 株主優待制度導入の目的

株主の皆さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当行株式への投資魅力を高め、より多くの皆さまに長期間当行株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を導入いたします。

また、山梨県の特産品等を優待品として全国の株主さまにお届けすることにより、山梨県の魅力を発信し、地域経済の活性化につなげてまいります。

2. 株主優待制度の概要

(1) 基準日

2026 年 3 月 31 日を初回基準日とし、以降、毎年 3 月 31 日を基準日といたします（年 1 回）。

(2) 対象となる株主さま

毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録された「200 株以上の株式を 1 年以上継続して保有する株主さま」^(注1)を対象といたします。

ただし、2026 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録された 200 株以上の株式を保有する株主さまは、初回に限り保有期間にかかわらず対象といたします。

(注 1)「継続して 1 年以上保有」とは、基準日を 3 月 31 日とし、9 月 30 日および 3 月 31 日の株主名簿に、同一株主番号で連続して 3 回以上かつ 200 株以上の保有が記録されていることが条件となります。

(3) 優待内容

保有株式数	優待内容
200 株以上 500 株未満	クオカード 1,000 円
500 株以上 1,000 株未満	2,500 円相当のカatalogギフト ^(注2)
1,000 株以上	6,000 円相当のカatalogギフト ^(注2)

(注 2) Catalogギフトには、「① 山梨県の特産品」「② 特別金利定期預金（金利上乘せ）」「③ 山梨県内宿泊クーポン」「④ 社会貢献活動への寄付」を掲載する予定です。株主の皆さまには、①～④のいずれかひとつをお選びいただきます。

3. その他

上記の優待内容は、現時点で予定している内容であり、今後見直しとなる可能性があります。

株主優待制度の詳細につきましては、改めてホームページ等でご案内いたします。

以 上